

1 調査名称：南アルプス市都市計画道路見直し業務

2 調査主体：南アルプス市（担当課：建設部 都市計画課）

3 調査圏域：南アルプス都市計画区域

4 調査期間：令和6年6月5日から令和7年3月17日

5 調査概要：

本市の都市計画道路は、昭和30年に（都）青柳長沢線が計画決定されたのをはじめとして令和2年3月現在、計24路線約57kmが計画決定されており、そのうち約9割にあたる51kmが改良済となっている。

しかしながら、都市計画決定後、事業化の目途が立たず、長期間が経過しても未だ事業に着手していない路線も存在し、そのため、関係住民に対して長期間にわたり建築行為に一定の制限等が課せられるなどの状況が続いている。

また、これまで増加傾向であった人口の減少に伴う自動車交通量の減少や少子高齢化の進展など、都市計画決定当時の時代の流れや道路利用ニーズの変化などにより、都市計画道路に求められる機能・役割についても変化が生じてきている。

こうしたことから、南アルプス市では、市内全ての都市計画道路を対象に、都市計画道路としての必要性や整備の合理性などの再検証を行い、これからの社会経済情勢に見合った適切な都市計画道路の整備の方向性を明らかにすることとした。

また、未整備・未着手の都市計画道路について、人口、社会状況、交通量または周辺道路との関連性や市の考えも含め検討・調査を行い、今後対応していく都市計画道路見直し検討の資料を作成することを目的とする。

I 調査概要

1 調査名称

南アルプス市都市計画道路見直し業務

2 報告書目次

1. 業務概要

1.1 業務目的

1.2 業務概要

1.3 作業位置図

1.4 使用する主な図書及び基準

2. 現地確認

3. 見直し素案の修正

3.1 見直しの考え方

3.2 見直し候補路線の抽出

3.3 見直しの整備方針

3.4 今後の課題

4. 都市計画決定資料

5. 庁内調整会議運営支援

5.1 概要

5.2 議事録

5.3 配布資料

6. 地域別説明会運営支援（住民説明会）

6.1 概要

6.2 作成資料

３ 調査体制

なし

４ 委員会名簿等：

南アルプス市都市計画道路見直し庁内検討委員会

委員

No.	部 局	役 職	氏 名	備 考
1	総務部	総 務 課 長	志 村 太	
2	総合政策部	政 策 推 進 課 長	深 澤 竜 馬	
3	市民部	市 民 活 動 支 援 課 長	清 水 充	
4	保健福祉部	福 祉 総 合 相 談 課 長	齊 藤 美 穂	
5	産業観光部	農 政 課 長	深 澤 肇	
6	建設部	道 路 整 備 課 長	飯 野 芳 彦	副会長
7		都 市 計 画 課 長	塩 澤 和 也	会 長
8	教育委員会 事務局	教 育 総 務 課 長	河 野 弘	
9	上下水道局	総 務 課 長	入 倉 洋 世	
10	消防本部	管 理 課 長	内 田 光 博	

Ⅱ 調査成果

1 調査目的

本市の都市計画道路は、昭和 30 年に（都）青柳長沢線が計画決定されたのをはじめとして令和 2 年 3 月現在、計 24 路線約 57km が計画決定されており、そのうち約 9 割にあたる 51km が改良済となっている。

しかしながら、都市計画決定後、事業化の目途が立たず、長期間が経過しても未だ事業に着手していない路線も存在し、そのため、関係住民に対して長期間にわたり建築行為に一定の制限等が課せられるなどの状況が続いている。

また、これまで増加傾向であった人口の減少に伴う自動車交通量の減少や少子高齢化の進展など、都市計画決定当時の時代の流れや道路利用ニーズの変化などにより、都市計画道路に求められる機能・役割についても変化が生じてきている。

こうしたことから、南アルプス市では、市内全ての都市計画道路を対象に、都市計画道路としての必要性や整備の合理性などの再検証を行い、これからの社会経済情勢に見合った適切な都市計画道路の整備の方向性を明らかにすることとした。

また、未整備・未着手の都市計画道路について、人口、社会状況、交通量または周辺道路との関連性や市の考えも含め検討・調査を行い、今後対応していく都市計画道路見直し検討の資料を作成することを目的とする

2 調査フロー

2. 実施方針

本業務の実施方針を以下に示す。実施フローは図 2-1 のとおりである。

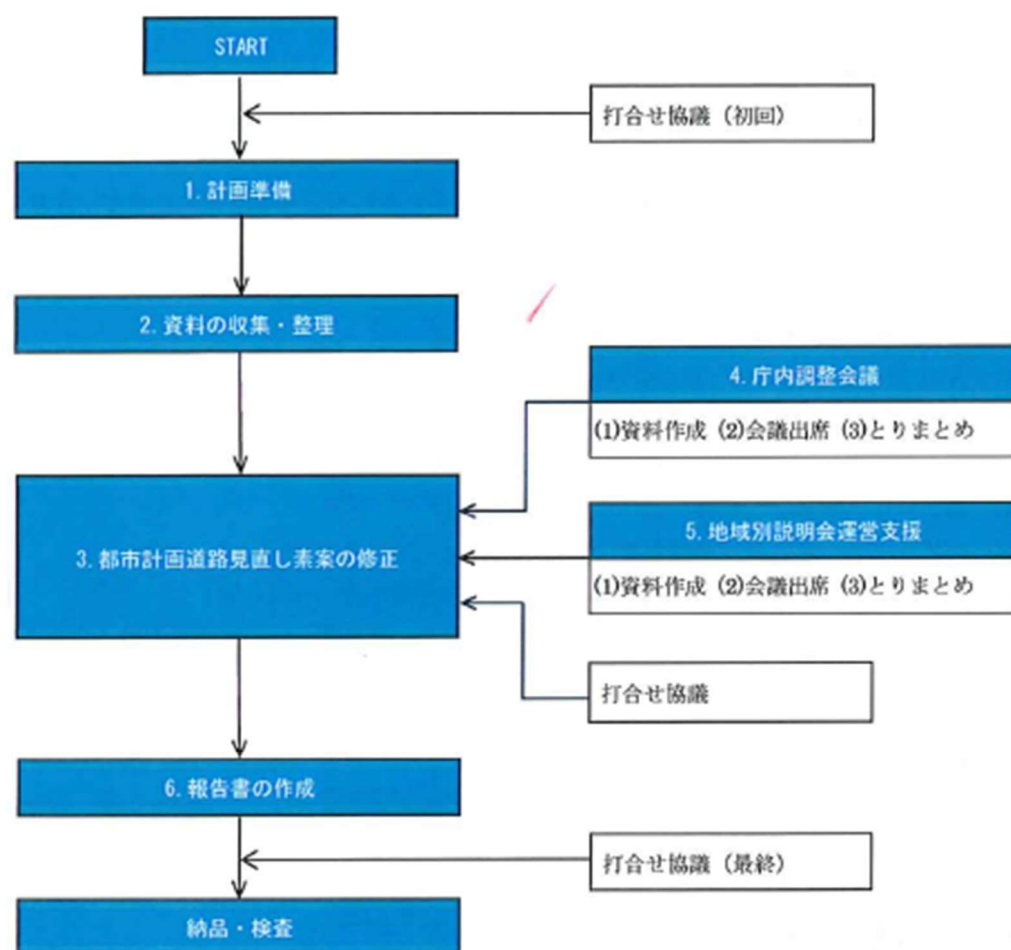
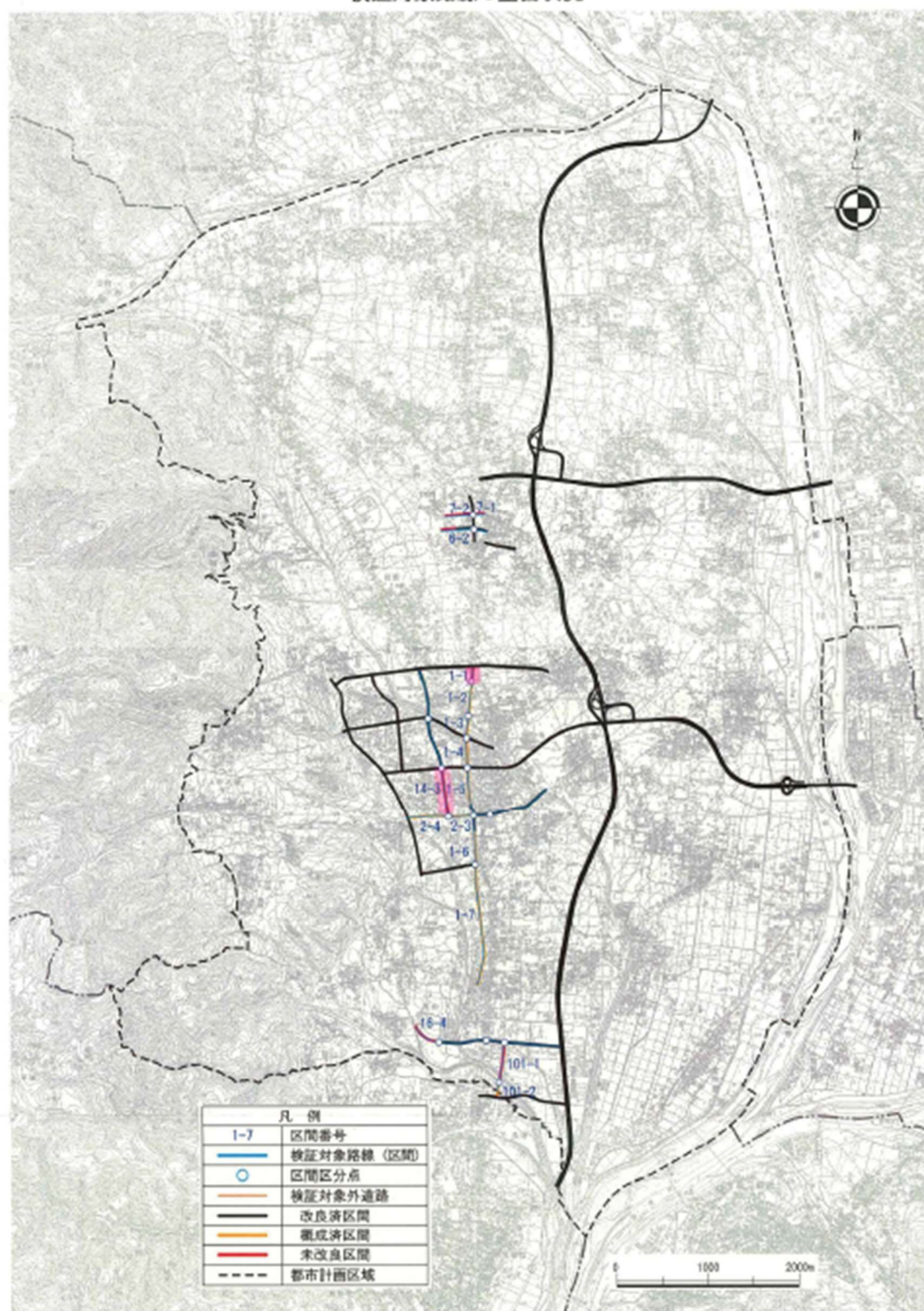


図 2-1 実施フロー図

3 調査圏域図

検証対象路線の整備状況



資料：都市計画総括図、都市計画基礎調査

4 調査成果

5. 都市計画道路見直しの整備方針

(1)見直しの整備方針設定

検討対象路線（区間）の必要性の検証を受けて、現在決定されている計画に対して、見直しの整備方針（廃止・変更・計画継続）を設定します。

見直しの整備方針設定

計画継続	現在の都市計画決定を継続します。
変 更	現在の都市計画決定について位置、線形、計画幅員等の変更を検討します。
廃 止	現在の都市計画決定を廃止します。
保 留	変更・廃止案に対して、早期の事業化が困難と判断される場合に、保留とし、継続的に見直しの検討を行います。

(2)見直しの整備方針(案)

都市計画道路見直しの整備方針についての検証結果を次のとおりとします。

見直しの整備方針(案)

路線名	区間番号	整備方針（案）	
3・4・101 青柳長沢線	101-1	計画 継続	都市計画道路として必要性が高く、富士川町で整備済の青柳長沢線と接続する必要性がある。（富士川町の要望有）
	101-2		
3・5・1 櫛形西通り線	1-1	計画 継続	都市計画道路として必要性が高いため、計画継続とする。
	1-2		
	1-3		
	1-4		
	1-5		
	1-6		
	1-7		
3・5・2 下市之瀬江原線	2-3	計画 継続	都市計画道路としての必要性があり、代替道路がないため、道路ネットワークの形成に影響があるため、計画継続とする。
	2-4		
3・5・6 白根東西2号線	6-2	廃止	都市計画道路としての必要性が低く、廃止による影響もない。
3・5・7 白根東西3号線	7-1	廃止	都市計画道路としての必要性が低く、廃止による影響もない。
	7-2		
3・5・14 山寺桃園線	14-3	保留	都市計画道路としての必要性が少しあるため、変更及び廃止の検討を行うが、用途地域の変更を伴うため、保留とする。
3・5・16 荊沢芦原線	16-4	廃止	他事業で別路線で道路整備済であるため、廃止による影響もない。

3.3 見直しの整備方針

見直し候補路線の抽出をした結果、見直しをする整備方針のまとめを次ページに示す。

これにより、都市計画道路としての必要性が低く影響もない、白根東西2号線の未整備区間の「廃止」、白根東西3号線の未整備区間（全線）の「廃止」、荊沢芦原線の未整備区間の「廃止」をすることとする。

また、山寺桃園線についても「変更・廃止」を検討する必要があるが、用途地域界の変更が伴うなど、まだ時間を要するため、本業務においては、「保留」とする。

南アルプス市都市計画道路 見直しの整備方針（案）

○：都市計画として必要性あり、△：必要性なし、●：現状問題あり、－：現状問題なし。

路線名	区間番号	上位計画における位置づけ		土地利用との関係		交通機能		まちづくり・環境形成		空間機能		代官・地権者の関係		地形・地物の制約		その他		見直しの整備方針 ※必要性ありの項目5個以上で計画継続とする
		1. 都市計画マスタープランとの整合 ・将来の都市構造 ・道路交通整備の方針 ・景観軸との整合	2. 景観計画との整合	山寺桃園線（市道）との関係	環境・文化財・自然環境との関係	道路ネットワーク形成	歩行者交通機能	自転車交通機能	公共交通の交通機能	交通安全の制約	緊急輸送路の確保	代替道路の有無	地形・地物の制約	都市計画との関係	都市計画との関係	都市計画との関係	都市計画との関係	
3-4-101 荊沢芦原線 (幅員16m)	101-1	○	道路交通整備の方針：計画道路	○	－	△	○	△	○	△	○	○	●	－	－	－	－	計画継続
	101-2	○	道路交通整備の方針：計画道路	○	－	△	△	△	○	△	○	○	○	－	－	－	－	計画継続
3-5-1 藤沢西通り線 (幅員12m)	1-1	△	道路交通整備の方針：計画道路	○	－	△	○	○	○	○	○	○	○	－	－	－	－	計画継続
	1-2	△	道路交通整備の方針：計画道路	○	－	△	○	○	○	○	○	○	○	－	－	－	－	計画継続
	1-3	△	道路交通整備の方針：計画道路	○	－	△	○	○	○	○	○	○	○	－	－	－	－	計画継続
	1-4	△	道路交通整備の方針：計画道路	○	－	△	○	○	○	○	○	○	○	－	－	－	－	計画継続
	1-5	△	道路交通整備の方針：計画道路	○	－	△	○	○	○	○	○	○	○	－	－	－	－	計画継続
	1-6	△	道路交通整備の方針：計画道路	○	－	△	○	○	○	○	○	○	○	－	－	－	－	計画継続
	1-7	△	道路交通整備の方針：計画道路	○	－	△	△	○	○	△	○	○	○	－	－	－	－	計画継続
	2-3	○	道路交通整備の方針：計画道路 景観軸：観光景観軸	○	●	△	△	○	○	△	△	－	－	－	－	－	－	計画継続
3-5-2 下市之瀬江原線 (幅員12m)	2-4	○	道路交通整備の方針：計画道路 景観軸：観光景観軸	○	●	△	△	○	○	△	△	－	－	－	－	－	－	計画継続
	3-5-6 白根東西2号線 (幅員12m)	6-2	△	道路交通整備の方針：補助計画道路	△	－	△	△	△	△	△	－	－	－	－	－	－	廃止
3-5-7 白根東西3号線 (幅員12m)	7-1	△	道路交通整備の方針：補助計画道路	△	－	△	△	△	△	△	△	－	－	－	－	－	－	廃止
	7-2	△	道路交通整備の方針：補助計画道路	△	－	△	△	△	△	△	△	－	－	－	－	－	－	廃止
3-5-14 山寺桃園線 (幅員12m)	14-3	△	道路交通整備の方針：補助計画道路	○	－	△	○	△	△	△	△	○	●	－	－	－	保留	都市計画道路としての必要性ありの項目が少ないため、「変更・廃止」を検討するが、時間を要するため「保留」
3-5-16 荊沢芦原線 (幅員12m)	16-4	△	道路交通整備の方針：補助計画道路	△	－	△	△	△	△	△	△	○	－	－	－	－	廃止	事業費が別経費で道路整備費であるため、「廃止」